

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果のポイント

- 本調査は、支援費制度における居宅生活支援サービスの詳細なデータ提供等に協力いただいている市町村（あらかじめ93市町村を選定）のデータを集計したものである。有効回答の状況から、資料3（全数調査の抽出分）については、76市町村分をとりまとめ、資料4（抽出調査）については、調査項目によって54～78市町村分をとりまとめた。
- なお、資料3に係る全国分のデータについては、今後、まとまり次第公表する。

ホームヘルプサービスの利用状況

（資料3 P2①）

- 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	72%
知的障害者	45%
児童（障害児）	35%

身体障害者に比べ、知的障害者及び児童は、支給決定に対する利用率が低い。

（資料3 P2②）

- 支給決定に対する利用実績（時間数）

身体障害者	55%
知的障害者	29%
児童（障害児）	24%

身体障害者に比べ、知的障害者及び児童は、支給決定に対する利用率が低い。

（資料3 P3）

- 支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護、家事援助が9割以上あるのに対し、日常生活支援は76市町村中、24市町村と3割程度にとどまっている。また、1人当りの時間については、その最大と最小を見ると、相当なばらつきがある。

（資料3 P4 参考）

- 措置制度下での平成13年度との比較では、1人当りの利用時間数は、日常生活支援が1.5倍、その他はほぼ同水準となっている。

デイサービスの利用状況

（資料3 P5）

- 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	69%
知的障害者	60%
児童（障害児）	59%

知的障害者及び児童は、ホームヘルプサービスに比べ、支給決定に対する利用率が高い。

(資料3 P5)

○ 利用形態

	4時間未満	4時間以上
身体障害者	4,010回	20,916回
知的障害者	443回	9,324回

利用実績のうち4時間未満の利用と4時間以上の利用の状況を見てみると、4時間以上のサービスの利用が多い。

短期入所支援の利用状況

(資料3 P7)

○ 支給決定に対する利用実績 (実人数)

身体障害者	31%
知的障害者	25%
児童(障害児)	24%

居宅生活支援サービスの中で、支給決定に対する利用率がもっとも低い。

ホームヘルプサービスの利用状況 (詳細)

(資料4 P2)

- 身体障害者については、40歳から64歳の利用が多く、身体介護又は家事援助(その複合)の利用者がそのうち65%を占めるのに対して、知的障害者については、18歳から39歳の利用が多く、移動介護のみの利用者がそのうち63%を占めている。

(資料4 P4)

- 身体障害者については、ホームヘルプサービス利用者のうち単身者が38%、配偶者と同居している者が33%となっている。単身の場合、家事援助関係のニーズ(及び身体介護等との複合ニーズ)が大きいのに対して、配偶者と同居している者の場合、移動介護に関するニーズが大きくなっている。知的障害者については、ホームヘルプサービスの利用者のうち親と同居している者が63%となっている。

(資料4 P7)

- 知的障害者グループホーム利用者のうちホームヘルプサービスをあわせて利用している者は、24%となっている。利用状況については、基本的に世話人がいることもあり、移動介護や身体介護の利用が多くなっている。

(資料4 P2・P8)

- ホームヘルプサービスの利用者のうち介護保険の訪問介護サービスを利用している者の割合は12%となっている。ホームヘルプサービスの利用者のうち65歳以上の者の割合が17%であることから、高齢の障害者が介護保険の訪問介護と支援費ホームヘルプを相当程度併用している。

(資料4 P9)

- 障害年金について公租公課がかかっていないなど税制上様々な措置がなされていることとあいまって、所得階層B(市町村民税非課税。生活保護世帯を除く。)の者(利用料0円)が77%を占めている。